

2026年 2月 2日

各 位

東奥信用金庫

令和8年1月21日からの大雪に係る災害等により被災された皆さまへ

このたびの令和8年1月21日からの大雪に係る災害等により被災された皆さまに対しまして、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

当金庫では、このたびの大雪による被害により、災害救助法が適用された地域の被災者の皆さまに対しまして、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講じることをお知らせいたします。

記

- 預金証書、通帳ならびにお届出の印鑑を紛失した場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金を払い戻します。ご本人さまを確認できる資料をお持ちください。
- 定期預金などの期限前の払い戻し（中途解約）や、当該預金を担保とする貸付についても対応いたします。
- 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立ができるように努めます。
- 今回の災害における手形・小切手の不渡り処分や電子記録債権の取引停止処分などに配慮いたします。
- 損傷した紙幣や貨幣の引換えについてご相談に応じます。
- 国債を紛失した場合のご相談に応じます。
- 「令和8年1月21日からの大雪に係る災害」については、災害救助法の適用を受けたことにより、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象となりました。

被災によりお借入金の返済が困難となるなど生活再建でお悩みの方は、本ガイドラインを利用して、一定の要件のもと、住宅ローンなどの債務の免除や債務の減額を受けることができます。

以 上

詳しくは、お取引店またはお近くの当金庫窓口にお問い合わせください。